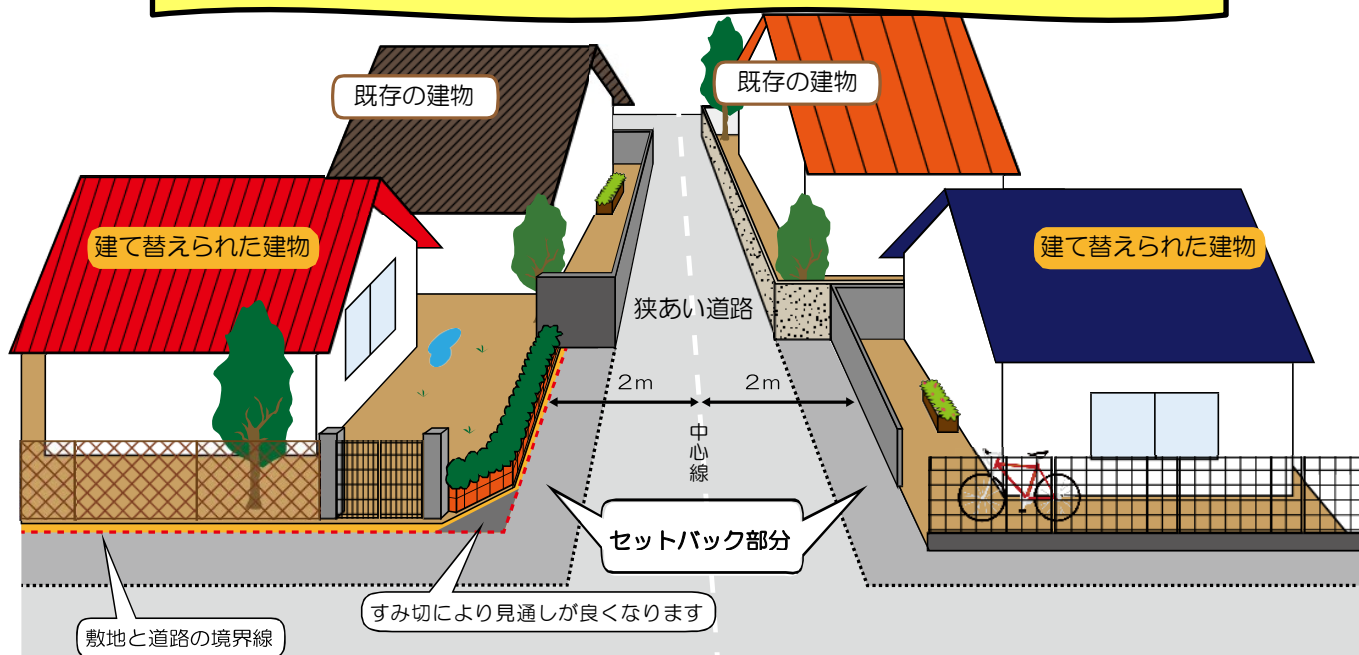


安全で住みよい まちづくりのために

～道路（セットバック部分）に物を置かないで～



日頃より市政へご理解、ご協力いただきありがとうございます。

このたび当該地は、**セットバック部分に（ ）が置かれており**、歩行者の通行等の障害になっています。つきましては、速やかに支障物を移動していただき、適正な状況に戻してください。

なお、改めて確認に伺った際に状況の改善が見受けられない場合には、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例に基づく**指導・勧告の対象となる場合があります**のでご注意ください。

内容等についてご説明いたしますので下記のお問合せ先にご連絡ください。

【お問合せ先】

横浜市建築局建築防災課（狭あい道路担当）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 25階
電話：045-671-4544



【支障物とは次のようなものが該当します】

・緊急車両の通行の支障となるような、人力で容易に動かすことができないものに限ります。

(1) 道路運送車両法第2条第1項：この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。

・自動車：原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

・原動機付自転車：国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

・軽車両：人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令で定めるものをいう。

(2) 花壇・樹木・生け垣・垣根等

(3) 鉄柱・置石（装飾用・車止め用）・車止めブロック・駐輪設備等

(4) 自動販売機

(5) 大型ゴミ収納庫・ベンチ・パーゴラ等